

令和6年 5月21日

## 監査報告書

学校法人 聖靈学園

理事長 マッテュ フィリップ 様

学校法人 聖靈学園

監事 高橋 正毅

監事 藤本 律子



私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人聖靈学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人聖靈学園の令和5年度における業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会および評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、業務に関する決定および執行は適切であり、計算書類すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表ならびに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支および財産の状況を正しく示しており、業務もしくは財産の状況または理事の業務執行状況に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上